

平成20年度税制改正で 認定NPO法人制度が 大幅に改正されました

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）の活動を支援するため、市民や企業からNPO法人への寄附を促す税制上の仕組みとして、認定NPO法人制度が設けられています。
平成20年度税制改正では、認定要件の緩和や申請手続きの負担軽減等、制度が大幅に改正されました。

認定NPO法人制度とは

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促す税制上の措置として、平成13年10月から始まりました。

認定NPO法人になるためには、一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受ける必要がありますが、大きく分けて2つの税制上の優遇措置が受けられます。

●寄附者に対する優遇措置

①個人が寄附する場合、所得税の計算の際、寄附金控除の対象になります。

②法人が寄附する場合、法人税の計算の際、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられます。

③相続または遺贈による相続財産を寄附する場合、相続税の計算の際、寄附した財産の価格は課税対象から除かれます。

●認定NPO法人に対する優遇措置

収益事業に属する資産から収益事業以外の事業

のために支出した場合、寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入できます。

平成20年度からの改正点

●認定要件の一つである「経常収入に占める寄附金等収入の割合（以下「PST」）の緩和

①PSTの基準値が3分の1から5分の1に緩和される特例が3年延長され、平成23年3月31日までの申請に対し、適用されます。これにより、寄附金割合が少ないNPO法人も認定されやすくなりました。

②PSTの実績判定期間が2年から5年に延長され、PSTが各事業年度10分の1以上という要件が撤廃されました。5年合算の実績をもとに申請でき、年度ごとの寄附金変動が大きくても認定されやすくなりました。

③寄附金の一者あたり基準限度額が受入寄附金総額の5%から10%に引き上げられました。

④社員からの寄附に係る「親族合算」が撤廃され、

社員と社員の三親等内の親族を同一の者とみなす必要がなくなりました。

⑤PST算定の際、国等からの補助金・委託費と同様、独立行政法人や国立大学法人等からの補助金・委託費も、経常収入から除くことができるようになりました。

●申請手続きの負担軽減

①小規模法人は簡易な計算式によるPSTを選択でき、申請手続きの負担が軽減されます。

②認定の有効期間が2年から5年に延長され、申請の負担が軽減されます。

●寄附者に関する優遇

①個人が寄附する場合、所得税の計算に加え、個人住民税（地方税）の計算の際も、寄附金控除が適用されるようになりました。

②法人税の計算の際、一般の寄附金に係る損金算入限度額のほか、認定NPO法人への寄附金にかかる損金算入限度額が別枠で設けられていますが、その所得基準が2・5%から5%に引き上げられました。